

(3) 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

厚生労働省では、保育指針の告示に伴い、保育指針に基づく現場での保育の実践を支援するため、保育現場での保育の質の向上のための取組を支援するための行動計画(国の施策及び地方公共団体の取組が望ましい施策に関する総合的な行動計画)として、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム(以下アクションプログラムという。)」を策定したところ。

アクションプログラムの実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間となっているが、国の策定する内容やその成果物(ガイドラインなど)を踏まえ、各自治体においても、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することをお願いしたい。

その際、地域の保育関係者と行政が協力・連携を図り、各地域の実状や課題などを踏まえて見直しをもって取り組むことが重要である。また、保育指針に沿った各保育所の取組が、保護者や地域社会との関わりや連携をもって行われることが期待される。

資料 10

保育所における保育の質の向上のための アクションプログラムについて

経緯及び趣旨

保育所における質の向上を図るため、国(厚生労働省)が取り組む施策及び地方公共団体(都道府県及び市町村)が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、保育所保育指針改定(平成20年3月告示)に併せて通知。

各地方公共団体においても保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定することを奨励。
(次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画と一体的に策定することも可)

実施期間

平成20年度から平成24年度までの5年間

アクションプログラムの概要

- (1) 保育実践の改善・向上
自己評価、保育実践に関する調査研究の推進、情報技術を活用した業務効率化など
- (2) 子どもの健康及び安全の確保
保健・衛生面の対応の明確化、看護師等の専門的職員の確保の推進、嘱託医の役割の明確化、特別の支援を要する子どもの保育の充実など
- (3) 保育士等の資質・専門性の向上
保育所内外の研修の充実、施設長の役割強化、保育士資格・養成の在り方の見直し
- (4) 保育を支える基盤の強化
評価の充実、保育に関する研究成果等のデータベース化及び活用、専門的な人材や地域の多様な人材の活用、保育環境の改善・充実のための財源確保

(4) 地方公共団体が行うことが望ましいとされている事項について

各地域の実状を踏まえ、アクションプログラムに示されている事項のうち、市町村又は都道府県が行うことが望ましいとされていること(資料11)を中心に、行動計画を策